

分類の実例

2019年2月19日

大阪税関業務部関税鑑査官

紅茶と緑茶の混合物（香味付けしたもの）

香味付けした緑茶と紅茶を混合したもの2 gをティーバッグに詰めて、15袋を小売包装容器に入れたもの

製法：緑茶、紅茶、フレーバー→選別→混合→ティーバッグ詰め→包装

原料：紅茶46.75%、緑茶46.75%、香味（バラの花、ひまわりの花、オレンジの花、ストロベリーフレーバー）6.5%

包装：2 g / ティーバッグ × 15 / アルミ包装 / 箱

本品は、香味付けされた緑茶と紅茶の混合物であり、関税率表第09.02項の規定により、同項に分類される。緑茶と紅茶の割合が同量であることから、関税率表解釈に関する通則6により、同通則3（c）を準用し、本品は、紅茶として、上記のとおり分類する。

ペットフード（チーズ）の分類

ヤクミルクと牛乳をもととしたチーズ

製法：原料→遠心分離→殺菌→凝固→ホエイ分離→圧搾→熟成→洗浄
→運送→検査→洗浄→検査→仕分け→包装

原料：ヤクミルク、牛乳、塩、ライム果汁

性状：スティック状

用途：犬用ペットフード

包装：3個／袋（99g）

23類に分類されるには、総合的に判断して関税率表第23類注1の要件を満たす必要がある。

23類注1 植物性又は動物性の材料をその特性が消失する程度に処理して得た飼料用に供する種類の物品で、他の項に該当しないものを含む。

本品は、関税率表第04.06項及び同表解説第04.06項の規定により、0406.90に分類する。

梅の分類について ①

梅を塩蔵し、種を除去したもの

原料→攪拌→洗浄→塩蔵→選別→種除去→包装

原料：梅、塩、水酸化カルシウム、水等

塩分含有量：20%

国内分類例規：0812項 1.Brine cured plum 塩分含有量が15%を超える場合は、一時貯蔵とみなす。

一次的な保存に適する処理をした梅であり、0812.90に分類する。

0812.90

梅の分類について ②

塩蔵梅を脱塩し、ぶどう糖果糖液糖、酢酸等で味付けしたものの

製法：塩蔵梅→種除去→脱塩→調味→乾燥

原料：梅、ぶどう糖液糖、はちみつ、酢酸等

酢酸 1.00%、塩分 6%

国内分類例規：0910.11、0910.12又は2001.90 1.塩蔵（塩水漬）しょうがの関税分類について 酢酸の含有量が全重量の0.5%以上のものは、2001.90号に分類

酢酸で調整した梅であり、2001.90に分類する。

2001.90

梅の分類について ③

梅を塩蔵後乾燥させ、種を除去し、脱塩後調味し、再度乾燥させたもの

製法：青梅→洗浄→塩蔵→天日干し→種取り→天日干し→脱塩→天日干し
→漬込み調味→天日干し→選別→梱包

原料：梅、砂糖、食塩、アスパルテーム等

梅調製品であり、2008.99に分類する。

2008.99

電球型ボトル

- ・電球型飲料用ボトルに飲料を入れ、蓋をしてストローを差し込み、テイクアウト用に店で販売する。
- ・同数の上記3品目を一申告で申告する

・電球型飲料用ボトル、蓋及びストローは、提示の際には未組立の状態であるが、互いに適合する形状をしており、組立により完成品になるため、関税率表の解釈に関する通則2(a)を適用し完成品として分類することとする。

・本品は、飲料を入れるためのプラスチック製の電球型飲料用ボトルと認められることから、関税率表第39.24項に分類する。

・ただし、同数申告された場合に限る。



3924.90-000

ドリンクホルダー？

電球型飲料用ボトルを置くための空気膨張式プラスチック製ドリンクホルダー

- 本品は、中央に凹みがあり鳥の首様の突起物がある空気膨張式プラスチック製のドリンクホルダーであり、その他のプラスチック製品として、関税率表第39.26項及び同表解説第39.26項の規定により、上記のとおり分類する。



3926.90-029

ヘルメット

プラスチック製のヘルメットで登山に用いるもの。
頭部を保護するもので、あごひもはバックルで固定。サイズ調整が可能。

本品は、頭部全体を保護する形状、機能を有するものであり、関税率表
解説第65.06 項に記載されている「安全帽子（例えば、スポーツ用）」
と認められます。



6506.10

その他の永久磁石

- ▶ 永久磁石とプラスチックから成る物品で、メモホルダーとして使用するもの。メモホルダーに重要な特性を与えているのは永久磁石であると認められることから、磁石として分類されます。



8505.11

第16部注2【機械の部分品】

- 機械の部分品（一部物品を除く。）は、この部の注1、第84類の注1又は第85類の注1のものを除くほか、当該項に属する。ただし、部分品の項が特掲されている場合は、当該項に分類される。
- 第16部注1とは・・・
- この部には、次の物品を含まない。
- (a) ～ (f) 省略
- (g) 第15部の注2の卑金属製のはん用性の部分品及びプラスチック製のこれに類する物品
- (h) ～ (l) 省略
- (m) 第90類の物品（光学機器、医療用機器、検査・測定用機器）

第15部注2とは・・・

- ▶ この表において「はん用性の部分品」とは次のものをいう。
したがって、以下の物品は機械、電気機器の部分品ではなく、それぞれの項に分類される。
- ▶ (a) 第73.07項（鉄鋼製（以下同じ）管用継手）、第73.12項（より線、ロープ、ケーブル等）、第73.15項（鎖）、第73.17項（くぎ、びょう、またくぎ等）、第73.18項（ねじ、ボルト、ナット、リベット、コッターピン等）
- ▶ ※その他の卑金属についても準用
- ▶ (b) 卑金属製のばね及びばね板)
- ▶ (c) 第83.01項（卑金属製（以下同じ）の錠）、第83.02項（取付具）、第83.06項（額縁等フレーム、鏡）第83.08項（留め金、バックル、アイレット等）、第83.10項（サインプレート、ネームプレート等）

第16部注3 【複合機械の分類】

- 二以上の機械を結合して一の複合機械を構成するもの及び二以上の補完的又は選択的な機能を有する機械は、文脈により別に解釈される場合を除くほか、主たる機能に基づいてその所属を決定する。
- 例1) ラジオ付きスピーカー
 - (ラジオ受信機を内蔵したBluetooth対応スピーカー)
 - ・重要な特性が**ラジオ受信機**・・・第85.27項
 - ・重要な特性が**スピーカー**・・・第85.18項
- 例2) ウォーターサーバー
 - (ろ過機能、冷却機能付き)
 - ・主たる機能が**冷却機能**・・・第84.19項
 - ・主たる機能が**ろ過機能**・・・第84.21項

関税率表解説及び分類例規の一部改正について

関税率表解説(平成28年11月28日付財関第1443号)及び分類例規(昭和62年12月23日付蔵関第1299号)の一部を下記のとおり改正することとしたので、平成30年9月1日以降申告される貨物について適用されたい。

記

第1 関税率表解説の一部を次のように改正する。

別紙1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第2 分類例規の一部を次のように改正する。

(第1部(国際分類例規)の一部改正)

別紙2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

4202.32

1. 携帯電話の特定のモデル用に設計されたプラスチック製カバー

本品は、携帯電話の前面に内蔵されたホールIC と連動する磁石を有する。携帯電話は、磁場の変化を検出することでカバーの開閉を感知し、カバーが閉じている時には、カバーの前面の透明の窓に合わせて表示領域のサイズを変更し、ユーザーインターフェイスモードを起動する。

通則1及び6を適用



第42.02項

16

旅行用バッグ、断熱加工された飲食料用バッグ、化粧用バッグ、リュックサック、ハンドバッグ、買物袋、財布、マップケース、シガレットケース、たばこ入れ、工具袋、スポーツバッグ、瓶用ケース、宝石入れ、おしろい入れ、刃物用ケースその他これらに類する容器（革、コンポジションレザー、プラスチックシート、紡織用繊維、バルカナイズドファイバー若しくは板紙から製造し又は全部若しくは大部分をこれらの材料若しくは紙で被覆したものに限る。）**及び** トランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばん、眼鏡用ケース、双眼鏡用ケース、写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、けん銃用のホルスターその他これらに類する容器

(注)携帯電話用カバーは材質限定の無い後半の容器に分類される。

登録番号	118004599		税関	横浜		処理年月日	20181227
一般的品名	スマートフォンカバー					税番	4202.32-200
関税率	基本	10%	内国税率	消費税	6.3%	法令	
	協定	8%		地方消費税	17/63		
	特特	Free					
貨物概要	スマートフォン用保護カバー 性状:表生地と内生地の間に紙製芯材を挟み縫製したもので、マグネット式留め具を有する。内部左側にポケット生地を縫い合わせ、 <u>右側にポリカーボネート製ケースを取付けている。</u> スマートフォンのカメラが使用できるようにカメラレンズ部分は穴が開いている。材質:(表生地・ポケット生地)合成皮革 (内生地)マイクロファイバー (芯材)紙 (ケース)ポリカーボネート 用途:スマートフォンの保護 サイズ:(縦)155mm×(横)78mm×(厚さ)16.4mm(閉じた状態) 包装:1pc/プラスチック製プリスターケース						
分類理由	本品は、 <u>特定の機種</u> のスマートフォン用に設計されたものであり、かつ、ポケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する容器であると認められることから、関税率表第42.02項及び同表解説第42.02項の規定により、上記のとおり分類する。※本回答書に記載された基本税率以外の関税率は、一定の条件のもとでのみ適用されるものである。――以下余白――						
その他							

登録番号	118004358		税関	大阪		処理年月日	20181129
一般的品名	スマートフォンカバー					税番	6307.90-029
関税率	基本	5.6%	内国税率	消費税	6.3%	法令	
	協定	4.7%		地方消費税	17/63		
	特恵	Free					
貨物概要	スマートフォン保護用カバー 材質:表地-ポリエステル製メリヤス編みの幅4mmのストリップを織ったもの 芯材-紙 裏地-ポリエステル製不織布 ケース(スライド式)-ポリスチレン 性状:表地、芯材、裏地を縫製し、金属製のマグネット式留め具付き、内部左側にポケット、 <u>右側にケースを配置し、ケース内側に粘着シートを貼り、スマホを上下にスライドできるようになっており、カメラが使用できる</u> 機能:スマートフォンの保護 サイズ:16cm×9cm×1cm(縦×横×厚さ、閉じた状態) 包装:1PC/プラスチック製袋						
分類理由	本品は、ポリエステル製メリヤス編みの幅4mmのストリップを織ったもの、紙、ポリエステル製不織布等の異なる構成材料から成る <u>携帯電話の保護カバー</u> であり、関税率表の解釈に関する通則3(b)を適用し、本品に重要な特性を与えている材料は、表面を構成するポリエステル製メリヤス編みの4mmのストリップを織ったものであると認められることから、関税率表第63.07項及び同表解説第63.07項の規定により、他の項に該当しないその他の紡織用繊維製品として上記のとおり分類する。※本回答書に記載された基本税率以外の関税率は、一定の条件のもとでのみ適用されるものである。――以下余白――						
その他							

登録番号	118004276		税関	名古屋		処理年月日	20181205
一般的品名	タブレット端末カバー					税番	4202.92-000
関税率	基本	10%	内国税率	消費税	6.3%	法令	
	協定	8%		地方消費税	17/63		
	特特	Free					
貨物概要	<p>タブレット端末の保護・携帯用カバーケース 性状:2つ折りのカバー状で、<u>内面片側にタブレット端末の裏と周囲を保持するためのポリカーボネート製の板枠が貼り付けてある</u> ケース蓋とタブレット端末のマグネットにより、蓋が開かないように固定される 外面の2カ所にD環を有し、取り外し可能なベルトを取り付けて携帯できる 内面蓋側に伸縮性のあるベルトが縫い付けてあり、端末使用時の落下防止に利用できる</p> <p>タブレット端末のカメラレンズ部分に穴が開いている スタンドとして、タブレット端末を立てた状態で保持することができる 材質:(外面)ポリウレタン合成皮革 (内面)マイクロファイバー、枠はポリカーボネート (芯材)板紙、(ベルト)紡織用繊維織物、(ストラップ)ナイロン、(D環)鉄 サイズ:179mm×242mm×厚さ16mm(閉じた状態) 用途:タブレット端末の力保護と利便性の向上 包装:1pcs/PP袋</p>						
分類理由	<p>本品は、取り外し可能な肩掛けベルト付きのタブレット端末を覆うカバーとして照会があった物品である。本品は、<u>特定の機種及び当該機種とサイズが適合するタブレット端末を保持、保護、運搬するよう設計された携帯容器である</u>ことから、関税率表第42.02項及び同表解説第42.02項の規定により、上記のとおり分類する。 ※本回答書に記載された基本税率以外の関税率は、一定の条件のもとでのみ適用されるものである。 ---以下余白---</p>						
その他							

登録番号	118004277		税関	名古屋		処理年月日	20181204
一般的品名	タブレット端末カバー					税番	4202.92-000
関税率	基本	10%	内国税率	消費税	6.3%	法令	
	協定	8%		地方消費税	17/63		
	特特	Free					
貨物概要	<p>タブレット端末の保護用カバーケース 性状:2つ折りのカバー状で、<u>内面片側の外周部にタブレット端末を保持するための縁取りを有する</u> ケース蓋と固定枠のマグネットにより、蓋が開かないように固定される タブレット端末のカメラレンズ部分に穴が開いている スタンドとして、タブレット端末を立てた状態で保持することができる 材質:(外面)ポリウレタン合成皮革 (内面)マイクロファイバー、枠はPVC製芯材にポリウレタン合皮を貼付 (芯材)板紙 サイズ:183mm×254mm×厚さ16mm(閉じた状態) 用途:タブレット端末の力保護と利便性の向上 包装:1pcs/PP袋</p>						
分類理由	<p>本品は、タブレット端末を覆うカバーとして照会があった物品である。本品は、<u>特定の機種及び当該機種とサイズが適合するタブレット端末を保持、保護、運搬するよう設計された携帯容器である</u>ことから、関税率表第42.02項及び同表解説第42.02項の規定により、上記のとおり分類する。 ※本回答書に記載された基本税率以外の関税率は、一定の条件のもとでのみ適用されるものである。 ---以下余白---</p>						
その他							

レギンス（スパッツ）の税番（税率）について

① 「類（2桁）」は？

- ・メリヤス編み又はクロセ編みの衣類 第61類
- ・第61類以外（織物・フェルト・不織布等）の衣類 . . . 第62類
- ・ゲートルその他これに類する物品 第64類

② 第61類の場合の「項（4桁）」は？

- ・ズボン 第61.03項・61.04項
- ・ズボン下 第61.07項・61.08項
- ・その他の衣類 第61.14項
- ・タイツ 第61.15項

【第61.03項解説（第61.04項準用）】

(D) 「ズボン」とは、**各々の脚を包み、ひざを覆い、通常足首まで又は足首の下まで達している衣類**をいう。この衣類は、通常、ウエストの部分までで、ズボンつりがあってもズボンの重要な特性を失うことにはならない。

【第61.07項・第61.08項解説】

[61.07] パンツ、ズボン下、ブリーフその他これらに類する製品（**下着類**）

[61.08] スリッパ、ペティコート、ブリーフ、パンティその他これらに類する製品（**下着類**）

【第61.14項解説】

この項には、**この類の前項までに含まれないメリヤス編み又はクロセ編みの衣類**を含む。

【第61.15項解説】

(1) パンティストッキング及び**タイツ**（足部と脚部及び下半身（ウエストまで）を覆うように作られたもので、足部のないものを含む。）

この項には、次の物品を含まない。

(d) レギンス及びゲートル（足部のない「登山用のストッキング」を含む。）（64.06）

64.06 履物の部分品(甲を含むものとし、本底以外の底に取り付けてあるかないかを問わない。)及び取り外し可能な中敷き、ヒールクッションその他これらに類する物品並びにゲートル、レギンスその他これらに類する物品及びこれらの部分品

【第64.06項解説】

(Ⅱ)ゲートル、レギンスその他これらに類する物品及びこれらの部分品

これらの物品は、脚部の一部又は全部及び場合によっては、足の一部(例えば、くるぶし、甲)を覆うように製造されている。これらは、ソックス及びストッキングとは異なり、足の全体を覆うものではない。

これらは、石綿を除き、その材料を問わない(革、キャンバス、フェルト、メリヤス編物又はクロセ編物等)。

これらは、ゲートル、レギンス、スパッツ、パティー、登山用ストッキング(足の部分のないもの)、レッグウォーマーその他これらに類する物品を含む。これらの物品のある種のもは、足の土ふまずの部分にかけるためのひも又はゴムのバンドが付いているものもある。この項にはまた、上記の物品の部分品として明らかに認められるものを含む。

この項には、次の物品を含まない。

(c) 幼児用のワンピースレギンス(タイツ)：これらの物品は、ウエストまで届く衣類で、脚部に密着するものであるが、更に足全体を包むものもある(61類又は62類)。

【国際分類例規】

22

6104.63 1. 女子用のズボン

本品は、軽量の編物製（ポリエステル87%、elastane13%）で、足首まで届くものである。本品は、伸縮性のウエストバンドを有し、裾は縁縫いが施されている。

本品は、長袖Tシャツと共に構成される女子用衣類の1つの構成部分である。長袖Tシャツは、分離して、第6109.90号に分類される。2つの衣類は、小売用にして共に提示される。

通則1（第11部注14）及び6を適用

6109.90/2参照



6204.62 1. 女性用のズボン

本品は、綿織物製で緑色の女性用のズボン（`Shalwar`）である。

このズボンは、チュニック及びシヨール（いずれも緑色及び黄色）と共に構成される `Shalwar-Kameez` という女性用衣類の1つの構成部分である。チュニック及びシヨールは、分離して、それぞれ6206.30号又は6214.90号に分類される。

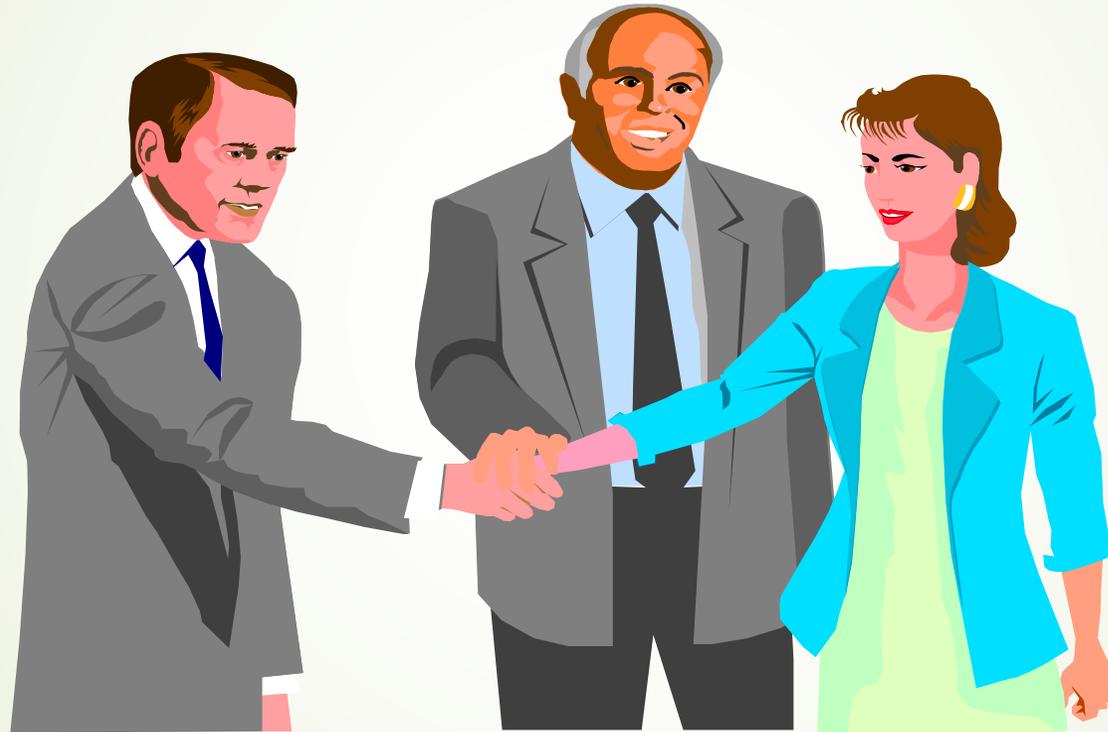
3つの構成部分はすべて、小売用にして共に提示される。

通則1（第11部注14）及び6を適用

6206.30/1及び6214.90/2参照



たいへん お疲れ様でした



大阪税関業務部 関税鑑査官部門